

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（利害関係者の選定）</p> <p>第二条 法第十一条第二項の規定により意見を聴くべき利害関係者（以下「利害関係者」という。）の選定は、意見を述べる者について正当な理由を有する者のうちから開設者（法第十一条第一項の開設者をいう。以下同じ。）が指名することにより行うものとする。</p> <p>（卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる特別の事情がある場合）</p> <p>第二十四条 法第三十七条ただし書の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開</p>	<p>（利害関係者の選定）</p> <p>第二条 法第十一条第二項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べる者について正当な理由を有する者のうちから開設者（法第十一条第一項の開設者をいう。以下同じ。）が指名することにより行うものとする。</p> <p>（卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる特別の事情がある場合）</p> <p>第二十四条 法第三十七条の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開</p>

設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における利害関係者又は市場取引委員会（法第十三条の二第一項の市場取引委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

六（略）

七 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

2 前項第五号ロ、第六号ロ又は第七号ロの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月二十日までに開設者に届け出なければならない。

（卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等を卸売する場合に関する基準）

第二十六条 法第三十九条第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

六（略）
（新規）

2 前項第五号又は第六号の承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月二十日までに開設者に届け出なければならない。

（卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等を卸売する場合に関する基準）

第二十六条 法第三十九条第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 前号の承認は、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に行われるものとする。

イ〜ハ (略)

三 卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

四 前号の承認は、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限られていること。

(1)〜(5) (略)

(6) 花きのうち種苗、花木、鉢植えのもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

(7) (略)

ロ〜ニ (略)

（仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れることができる場合に関する農林水産省令で定める基準）

第二十八条 法第四十四条ただし書の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 仲卸業者が、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮

一 (略)

二 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。

イ〜ハ (略)

三 卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

四 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限られていること。

(1)〜(5) (略)

(6) 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

(7) (略)

ロ〜ニ (略)

（仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れることができる場合に関する農林水産省令で定める基準）

第二十八条 法第四十四条の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 仲卸業者が、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮

食料品等であつて当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

イ (略)

ロ 当該中央卸売市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であつて、当該契約に基づき買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(1) (略)

(2) 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

ハ (略)

ニ 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（一年未満のものに限る。）及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

食料品等であつて当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

イ (略)

ロ 当該中央卸売市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であつて、当該契約に基づき買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(1) (略)

(2) 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

ハ (略)

(新規)

(2) 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

二・三 (略)

四 第一号ロからニまでの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月二十日までに開設者に届け出なければならないものとす。

別記

様式第1号

第1 業務の状況

1～3 (略)

4 卸売業務の状況

(1)～(3) (略)

(4) 販売方法別取引の状況

(表略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 (C) 第三者販売の欄には、法第37条ただし書の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額を記入すること。

この場合において、第24条第1項第3号及び第4号の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額については、「他市場転送」の欄に、同項第5号から第7号までの規定により卸売をした場合の当該卸売に係る

二・三 (略)

四 第一号ロ又はハの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月二十日までに開設者に届け出なければならないものとする。

別記

様式第1号

第1 業務の状況

1～3 (略)

4 卸売業務の状況

(1)～(3) (略)

(4) 販売方法別取引の状況

(表略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 (C) 第三者販売の欄には、法第37条ただし書の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額を記入すること。

この場合において、第24条第3号及び第4号の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額については、「他市場転送」の欄に、同条第5号及び第6号の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金

<p>数量及び金額については「<u>契約に基づく取引</u>」の欄に内数で記入すること。</p> <p>4 (D) 商物分離取引の欄には、法第39条第2号の規定による卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額を記入すること。</p> <p>この場合において、同号前段の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額については「<u>承認保管場所</u>」の欄に、同号後段の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額については「<u>電子商取引</u>」の欄に内数で記入すること。また、「<u>電子商取引</u>」のうちせり・入札の方法により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額を「せり・入札」の欄に内数で記入すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>額については、「<u>契約に基づく取引</u>」の欄に内数で記入すること。</p> <p>4 (D) 商物分離取引の欄には、法第39条第2号の規定による卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額を記入すること。</p> <p>この場合において、同号前段の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額については、「<u>承認保管場所</u>」の欄に、同号後段の規定により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額については、「<u>電子商取引</u>」の欄に内数で記入すること。また、「<u>電子商取引</u>」のうちせり・入札の方法により卸売をした場合の当該卸売に係る数量及び金額を「せり・入札」の欄に内数で記入すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
--	--